

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年5月26日認可した。

平成22年6月18日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 摺の元地区
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鎧地区
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 塚田地区
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川北地区
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 外新開地区
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古田上所地区
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上屋敷地区
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原下地区